

二部制方式による学校運営の実態と問題点 日本の経験

斉藤 泰雄
(国立教育政策研究所)

1. はじめに

多くの開発途上国、特に都市部においては、学校が午前と午後の二部制(double-shift schooling)で運営されている。さらには三部制が行われるケースもある。複数の異なる児童生徒のグループが時間をずらして同じ校舎・施設設備を使用するものである。校舎・施設設備を拡充するための資源が限られた中で、増加する学齢児童に対応するための措置である。途上国の現在の財政状況、学齢児童数の推移、就学率の動向を見るなら、二部制学校は過渡的、臨時的な措置というより、むしろ半恒久的なものとして常態化しつつある。学校の日課、教員の勤務形態、子どもや家庭のライフスタイルは、すべて半日単位の学校活動を所与の前提として組み立てられている感がある。途上国に多く見られる就学と児童労働の要求との葛藤が二部制によって両立可能にされている側面もある。「万人のための教育」(Education for All)の実現を求められている途上国の政府にとって、二部制は学校へのアクセスを確保するためのほとんど唯一の実現可能な選択肢である。

しかしながら、近年は、途上国においてもアクセスの確保とともに教育の質的側面への関心が高まっている。教育の質を維持向上させることを目的に、教育課程の改正、教科書・教材の普及、教員研修の拡充、年間授業日数の増加、図書室・学級文庫の充実、成績評価基準の設定と継続的モニター、父母の教育参加などさまざまな方策が提起されている。しかしながら、二部制という制度的枠組みを前

提とした時、これらの方策は、はたしてどれほどの効果をあげうるのか。極論すれば、二部制というシステムと、教育の質の向上という課題は実質的に両立が可能であるのか。教育の質の向上が真の優先課題とされるなら、二部制方式の問題の認識とその解消をめぐる議論は、遠からず基礎教育制度改革論の焦点として浮上せざるをえないのではないか。

香港大学の比較教育研究センターのマーク・ブレイによれば、「二部制は世界中いたるところでみられるが、その運用とインパクトに関する文献は少ない。二部制について言及されるのはめずらしいことではないが、詳細な分析がなされることは稀である」という(Bray 2001, p.88)。二部制学校の実態は当事者以外にはあまり知られていない。本論では、途上国における二部制による学校運営の実態と問題点を検討するための予備的な作業として、わが国における二部制授業の歴史的経験を検討することを試みる。「二部教授」「二部授業」という用語が存在するように、わが国の教育界でも、二部制の学校運営と無縁だったわけではない。実際に、明治末から大正期にかけてと、第二次世界大戦終了後という二つの時期をピークにして、約70年間にわたって二部制学校が実施された経緯があるからである。

2. 二部教授の出現

わが国の近代教育史上、教育法規に二部授業に関する規定がはじめて登場するのは、1891年(明治24)11月に定められた「学

級編制等二関スル規則」(文部省令第12号)においてである。学制頒布(1872年)による近代的学校制度の導入以降、約20年が経過しており、政府は、初等義務教育の普及に尽力していたが、その就学率はようやく50%に到達したばかりであった。同規則は、前年に小学校令が改正(第二次小学校令)されたのを受けて、小学校における学級編制と教員配置の規則を定めたものである。同規則には次のような条文が設けられた。

第九条 尋常小学校ニ於テハ左ノ場合ニハ全校ノ児童ヲ二部ニ区分シ其ノ一部ノ教授了ル後他ノ一部ヲ教授スルコトヲ得

- 一 全校児童ノ数七十人以上百人未満ニシテ本科正教員一人及准教員一人ヲ置ク能ハサルトキ
- 二 全校児童ノ数七十人以上百四十人未満ニシテ本科正教員二人ヲ置ク能ハサルトキ
- 三 同時ニ全校ノ児童ヲ容ルルニ足ルヘキ教室ヲ設ケルコト能ハサルトキ前項ノ場合ニ於テハ毎日ノ教授時数ヲ各部三時トナシ若シクハ八年長ノ部ヲ四時、年少ノ部ヲ二時トナスヘシ

当時文部省は次のような説明を行っている。「教員ノ不足若シクハ教室ノ狭隘ナルカ為メ已ムヲ得サルニ出ツルモノニシテ町村ノ資力到底教員ヲ増置シ若クハ教室ヲ増設スル能ハサル場合ニ限ルモノトス」(教育史編纂会1938a, 114頁)。当時、小学校の設置と運営はほぼ全面的に市町村に委ねられており、その経費負担は市町村にとって大きな負担となっていた。二部制の採用はこうした状況の中で有資格教員や教室の不足を補うための限定的な「已ムヲ得サル」措置であることを強調している。当時の小学校の授業時間は毎日およそ5時間(毎週27授業時間が標準)とされていたために、本規定による二部制方式

を実施すると各部の授業時間は20~40%少なくなることになる。

わが国における近代的な初等教育法制は、1900年(明治33)の第三次小学校令の公布とその施行上の細則を定めた「小学校令施行規則」の成立をもって名実ともに確立されたといわれる。二部教授方式に関する条項は、この小学校令施行規則にも盛り込まれた。

第三十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ尋常小学校若ハ其ノ分教場ニ於テハ児童ヲ二部ニ区分シ其ノ一部ノ教授了リタル後他ノ一部ヲ教授スルコトヲ得

- 一 児童ノ数七十人以上百四十人未満ニシテ本科正教員一人及准教員一人ヲ置ク能ハサルトキ
- 二 児童ヲ同時ニ容ルルニ足ルヘキ校舍ノ設ケナキトキ前項ノ場合ニ於テハ毎日ノ教授時数ヲ各部三時トス但シ年少ノ部ニ在リテハ之ヲ二時ト為スコトヲ得

第三十九条 第三十四条ノ規定ニ依リ児童ヲ二部ニ分チテ教授スル学校ヲ半日小学校トス

ここにはじめて、二部制を行う学校に「半日小学校」という呼称が登場する。同施行規則は、1903年(明治36)にさらに一部改正され、規定は次のように変更された。

第三十四条ヲ次ノ如ク改ム

左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ小学校若ハ其ノ分教場ニ於テハ児童ヲ二部ニ区分シ其ノ一部ノ教授了リタル後他ノ一部ヲ教授スルコトヲ得

- 一 一学級ニ本科正教員一人ヲ置クコト能ハサルトキ
- 二 児童ヲ同時ニ容ルルニ足ルヘキ校舍ノ設ケナキトキ
- 三 児童ノ就学上又ハ教授上特別ノ必要

アルトキ

第四十条中「半日小学校ヲ設クル」ヲ「二部教授ノ編制ヲ為サントスル」に改ム

この改正では、特に次の点が注目される。一つには、これまで「尋常小学校」に限定されていた二部制の実施の対象が「小学校」一般、すなわち、高等小学校を含めるものにまでに拡大されたことである。第二に、「半日小学校」という呼称を廃止し、ここに初めて「二部教授」という名称を登場させたことである。第三に、二部教授担当の資格として准教員が消失している。当時は、本科正教員が慢性的に不足しており、資格の劣る准教員や無資格の代用教員を採用しなければならなかった。教育界の一部には、これらの能力の劣る教員に学級を担当させるよりも、むしろ優秀な本科正教員に二部教授をさせる方が、教育的な効果が大きいとする議論があった。また、この方式は、二部担当手当てという形で正教員の待遇改善要求にもある程度応えることができると主張されていたのである。第四に、二部教授の実施許容条件として、就学上又は教授上に必要とされる場合を加えたことである。この第三項の「児童ノ就学上ノ必要」に関しては、当時、次のような解説が行われていた。「土地ノ状況ニヨリ児童ヲシテ長時間学校ニ存ラシムル能ハサル場合換言スレハ児童ヲシテ家事ノ手伝ヲ為サシム等ノ必要アル場合ヲ意味スル」(佐竹 1992c, 85 頁)。すなわち、家事、子守、家業の手伝い、あるいは家計を助けるための工場労働に従事することを期待される児童が多いところでは、就学時間の短い二部教授によって就学と労働の両立を可能にしたのである。第一、第二項が、供給側の事情を理由にしたのに対し、はじめて需要側(父母・児童)の状況を考慮しての二部教授の容認、さらには奨励が行われたと言えよう。

また、この翌年 1904 年に、文部省は、東京高等師範学校と女子高等師範学校に対し

て、「二部教授ニ関スル学理及ヒ實際ヲ攻究シ併テ生徒ヲシテ実地授業ヲ練習セシムルノ目的ヲ以テ・・・其ノ附属小学校ニ於テ其ノ児童ノ一部ヲ前後二部ニ分カチテ教授スベシ」(教育史編纂会 1938b, 444 頁)という訓令を發した。附属小学校に二部授業のための実験施設を設けてその教授法を研究させたのである。同様の通達は各地方庁を通じて各県の師範学校にも届けられた。

第三次小学校令の公布の前後から、20 世紀初頭にかけて、わが国の義務教育の就学率は急速に拡大し、1902 年には 90% を超えていた。これに伴い市町村の教育費の財政負担も増大していた。また文部省内では、すでに第三次小学校令制定時から、義務教育年限の延長の実施、すなわち尋常小学校の修業年限を 4 年から 6 年することが検討されていた。義務教育年限の延長は 1908 年(明治 41)から実施されることになるが、上記の 1903 年の二部教授実施のための条件の緩和は、義務教育の年限延長にともなって予測される市町村の教育費増大の負担をいくぶんでも軽減することを意図するものであった。

さらに、1913 年の小学校令施行規則の改定では、「土地ノ情況ニ依リ小学校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ児童ヲ前後二部ニ分ケテ教授スルコトヲ得」と改めた。これまで明示されていた二部制施行の具体的な要件を廃止して、「土地の情況により」随意に二部教授を採用しうよう施行要件をさらに緩和したものと見える。

3. 二部教授の実施状況

このようにして、法制化がなされ、当時の文部省が導入を容認あるいは奨励した二部教授(半日小学校)は、わが国の学校において実際にどの程度実施されたのか。第一図は、全国で二部教授を実施している学校の数の推移を示したものである。

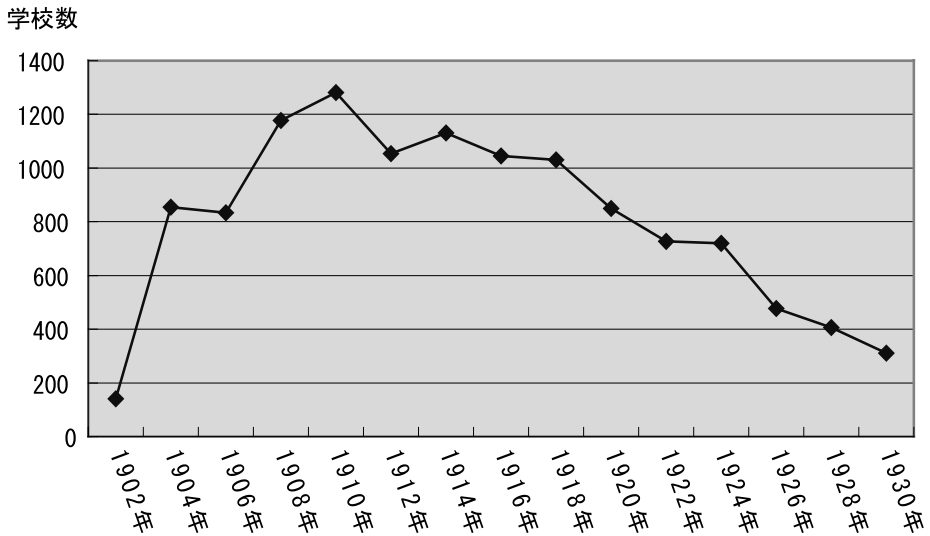


図1 二部教授実施状況
(出所) 文部省『文部省年報』各年度版

二部教授の実施の条件が緩和された1904年には、実施校は、それまでの100校台から、854校へと大きく増加した。日露戦争(1904～05年)による戦費調達による政府財政の悪化、地方の教育費の削減の動きもこの動きに拍車をかける。1908年には、1,000校を超えた。二部教授の実施に関する統計がやや詳しく報告されるようになるのは1910年(明治43)の『日本帝国文部省第三十八年報』からである。そして、図に明らかなように、この1910年が戦前期においてわが国で二部教授実施校がピークに達した年でもあった。すこし詳しく見よう。同年度に、全国の尋常小学校で「全部ノ児童ヲ二部二分チテ教授スルモノ」127校(分教場を含む)、「一部ノ児童ヲ二部二分チテ教授スルモノ」617校、尋常高等小学校では、「全部」25校、「一部」513校であり、全体で合計1,281校で二部教授が実施されている。全部で5,001学級、27万5千人の児童がそこに在籍していた。ちなみに、同年、全国の小学校の数は全体で25,910校であったので、二部授業を実施している学校は、全体の約4.9%にあたる。県別にみる

と、実施校が多い県は、兵庫、東京、北海道、熊本、長崎、広島、神奈川などの順である。

しかしながら、二部教授実施校の数はこの後は増加することなく、大正期になると、むしろ漸減に転ずる。1919年(大正8)以降は、全体で千校を割り込み、昭和の時代を迎える1926年には500校以下となる。戦前の統計が残る最後の年となる1940年(昭和15)には、東京、大阪、兵庫など全国11県の372校で実施されているだけであった。最も多い時期でも、小学校全体の中の20校に1校の割合であり、その後は減少に転じていることからみて、少なくとも量的に見るなら、わが国の戦前期の二部教授は、継続し安定したシステムというよりは、やはり特例的な存在にとどまるものであったと言えるだろう。

4. 二部教授の運営実態とその評価

実際に、二部教授はどのような形で運営されたのか。そしてそれは、教員・児童・保護者たちにどのような影響を及ぼしたのか。ま

たその拡大に歯止めをかけた要因はどのようなものであったのか。このテーマを扱った数少ない先行研究に、北海道教育大学の佐竹道盛のものがある(佐竹1992a, b, c)。佐竹は、当時刊行された教育雑誌の記事の中から、二部教授に関連するものを収集し、それを基に二部教授の運営実態を分析する作業を行っている。ここでは、そこで紹介されている一次資料に基づき、戦前期の二部制教授運営の実態とそこで指摘されている問題点について見る。まず、神奈川県横浜市の戸部尋常小学校における二部教授の実践報告(『教育公報』明治38年)と兵庫・熊本・広島三県における二部教授の実情調査報告(『教育時論』明治40年)を見る。

(1) 横浜市戸部尋常小学校の実験

これは、横浜市という人口急増地域にあり、1899年(明治32)からすでに6年にわたって二部教授を実施してきた同校が、その導入を検討している他校の参考のために、その経験と問題点を「実験二部教授」の題で報告しているものである。同校では、第1～3学年の児童に前後二部教授を行い、(当時の)最終学年である第4学年には「充分な実力を養成すべき卒業生たる故を以て殊更に全日教授を存せり」としている。また同校では、めずらしく、教員は、午前と午後を通じて同じ学年を担当するのではなく異学年を担当している(例 午前一学年女、午後三学年男)。これは、使用しうる教室のサイズが同等でないこと、午前と午後で授業時間数が異なることなどがその理由とされている。

- ・ 授業時間。授業時間数は、第一学年が週18時間一日平均3時間、二・三学年では週21時間一日平均3.5時間とされている。
- ・ 始業終業時間。始業終業時間は、通常は、前部は始業午前8時で終業が11時30分、後部は始業正午12時で終業3時30分。第一学年は終業を30分早くする。一時間は50分授業で10分休み、前後交代時間を30

分とする。ただし、冬季(12月半～2月)は前部8時30分～11時30分、後部正午12時～午後3時、夏季は、前部7時～9時20分、後部9時40分～11時50分とし、冬・夏季とも授業時間を40分に短縮する。

- ・ 前後部間の交代。前後は一カ月ごとに交代される。「交代期永き時は後部の児童に不幸を蒙らしむること大なるを以て、最初十日或は十五日を期して交代を試みたることありしが、交代期の余りに頻繁なりし為めか児童の前後を誤るもの多く、為に欠席児童を多く出すに至れり。此の失敗に懲りて現今は一ヶ月を以て交代期となせり」という。
- ・ 後部の問題。「午後に廻る児童は午前中に遊に耽り昇校を厭う。・・・況んや午後に至れば既に幾分の心身を疲労し規律正しきことを厭うは自然の結果にして、己が友の学校より帰り来るに遇へば一層其念を強からしめ詐りても遊ばんと心の生ずると児童にあり勝ちの事で」また「午後部の児童の居眠りをなすもの多し」という。
- ・ 二部手当。前後二部を通して授業を担当する教員には、二部手当として、月俸額の三分の一にあたる額が支給される。
実際の学校運営において、明らかになった二部教授実施にともなう問題点を次のように列挙している。
- ・ 前部における遅刻が多い。これは主として夏季7時、通常8時という始業時間の早さによるものとされる。
- ・ 午後部の欠席が多い。これは、上記の前後交代の理由とも重なる。
- ・ 午後部の児童の早期登校が授業の妨げとなる。「始業二十分以内に昇校すべき旨申渡し置くも、(家庭の事情から)早きは始業一時間前より遅くとも三十分前には群集す。之を運動場に置けば体操遊戯の妨げとなり之を教室付近に放置せば教授の妨害となる。」
- ・ 雨天の日に後部児童を置く場所がない。

「雨天体操場の如き建物なき為め雨天の日後部昇校児童を入れ置く室なく其混雑と授業に妨害を与ふことは一層甚し」。

- ・用具の紛失が多い。「下校の際は己が所持品全部を携帯せざるべからざることなるに、無頓着なる児童は墨、筆、石筆、鉛筆などを机内に置き忘れ次の児童の己が所有品と混合して持ち帰るものある」。また共有のための下駄箱の間違ひも多い。
- ・児童に落ちついた雰囲気欠ける。「時間の短縮と前後交代の結果自然授業を急ぐの傾きありて児童として充分沈着の気風を養成する能はず」。
- ・教室の清潔・整頓への関心が低下する。「我教室にして我教室にあらず。我机にして我机にあらず。前後に於て他生に譲らざるべからず。茲を以て我清潔を保ち置くも他生の代りて乱し汚すことあるべしとの考へより常に教室を不潔にす」。
- ・児童の健康上への影響への懸念。「午後部の児童は始業前一時間以上も早く昇校するものあるを以て午前十時頃に早や昼飯をなすものあり。或は余りに早き為昼食をぬきとして午後部終業時まで食せざるあり。斯の如きは啻に身体上に害を及ぼすのみならず、空腹に加うるに疲労を以てし教授上活気に乏しく実に気の毒に感ずることも度々なり」。
- ・教員の疲労が大きい。「前後交代期少しも閑暇なく恰も養蚕者が握飯を食しながら蚕児の世話に忙はしきが如く、全然奔走に心身を勞するのみならず終業後教案の作成、習字作文の訂正翌日の準備等に忙殺され下校の際は心身綿の如く」という。
- ・父母の抵抗と批判。二部教授実施にたいする父母の抵抗や批判が強いことを指摘する。「父母個々につき窺う時は教育費の膨張につれてそが負担に苦しむなどの思慮は余り彼等の念頭に浮ばざるもの如し。・・・彼等は二部教授を見るに姑息の方法としてその何の爲めに然るやを怪むも

の如しかかる思想を有するが故に其初めに当り苦情百出今尚多少の苦情を免ず」「我学区内に住居を構へ通学に便利なるにも拘らず、二部教授を厭ひて態々学区外の二部を執らざる学校に就学せしむるもの甚だ多き」。

- ・二部制による学力確保の可否。同校の報告書は、二部教授は、全日制に劣るものではないという一部の議論にたいして、次のような反論を展開し、二部制の限界を指摘する。「長時間に於いてすら充分な学力を養成すること能はざる況んや短縮したる二部教授に於て全日教授よりも却って好成绩を挙げ得る様養成したというが如きは理論上より考ふるも將た實際上より考ふるも決してあり得べからざることなり。・・・然るに本校に於ける二部教授の成績全日教授と差したる相違を見ざる形跡を表すが如きは思うに二部教授其物が善良なる方法と伝ふにあらずして時間を短縮せしことの憂慮常に教師の脳裏を刺激し非常なる奮発と大なる熱心とも以て之が教授に従事せし結果ならんか」。
- ・総合的評価。二部教授の「実験」から、同報告は、「二部教授の利益は単なる経済上に在し教育上の価値より評する時は甚薄弱なるものなり。・・・十分な余力のある町村にては強いて之を施すの必要なべし」と二部制の採用に消極的な結論を下している。

(2) 兵庫・熊本・広島三県の視察報告

- 次は、兵庫・熊本・広島三県における二部教授の実情調査である。これは、東京女子高等師範学校教授・東基吉が文部省の命により、二部教授の盛んなこれら三県で合計26校(師範学校附属校5校を含む)における実状を視察報告したものである。要点を示す。
- ・二部の形態。二部教授編制を学校全体で施行するものもあるが、多くは一部の学年で採用しており、その場合尋常科第一・第二

- 学年が最も多く、高学年では数が減る。
- ・ 区分の形態。前後部を分けるのに同学年を分けるものが最も多い。これは「児童の相伴うて昇校帰家するの便宜あるに依る」。
- ・ 交代の期間。前後の交代の期間は一週間毎の交代が最も多い。一月交代、季節交代を採るものもある。
- ・ 児童管理上の困難。「設備の十分ならざる為、特に困難を感じる点は、定刻前に登校する後部児童の管理法なりとす、勿論晴天の日に在りては運動場に於て、自由に遊樂するに任すといへども、雨天若しくは冬期に在りては多く廊下にあらしむるが故に、之等児童の喧騒が他の授業の妨害をなすことは免るべからず事情なり」。
- ・ 授業時間数。授業時間数は、第一・二学年では一日三時間週十八時間が最も多く、第三四学年では少なくとも二十一時間を当てる。
- ・ 担当教員の資格。二部教授には、「正教員にして然も比較的優良なるのを配当せり」というものの、郡部では教員の不足から「準教員又は代用教員にして之を担任せるあり」。
- ・ 教員の労力問題。二部教授担当の教員は週33～39時間の授業担当している。これに「成績物の調査、添削、教授の準備、教室の整理、其の他の雑務時間を加うるときは、所定の時間外日々更に二時間或は其以上を要せざるべからず、極めて強壯なるものに非ずんば到底耐うる所に非ざるが如し」とする。
- ・ 児童の成績。第一・二学年においては学科の成績については二部教授の影響は「微々たるが如くに見ゆる」が、第三・四学年では時間の削減のため、その成績に及ぼす影響は「少少なからざる」という。書き方、図画、裁縫等の技能教科は以前と比べて「少々劣れるの感なきにあらず」で、体操は合同教授で行われることが多く「困難を感じずる」。
- ・ 自習の必要。第三学年以上では、授業時間の削減を補うために児童に自習が求められる。学校内で自習をさせることは設備に余裕がなく、また監督者の不足のためできない。
- ・ 児童の疲労。「後部の児童は注意散漫、到底教授を受くるに耐へずと伝うもの稍々極端に過ぐるの言として聴くべきも、午前に比して午後の教授力が幾分の結果を減ずるものあるは疑ふべからず」という。
- ・ 児童の遅刻欠席。二部教授により児童の遅刻欠席が増大すると懸念されたが、「観察せし学校に就て見るに、この懸念は殆ど一の杞憂に過ぎざるが如し」という。「家事の手伝いに至っては、寧ろ従前は之れが為に全日欠席せしめたりし家庭も、半日の授業となりし為め却て出席を多からしむるに至るを見る」。「村落の小学校に在りては、従来幼児を背負ひながら出席せる児童のありたるは往々見る所なりしが、二部教授実施後と前後部児童互に代りて、就学子守をなす便を得るに至りたるを以て、此種の児童漸く其数を減じ、且これが為にかかる児童も喜んで出席するを欲するに至り」という。
- ・ 児童の生活態度の乱れへの懸念。「概してこれを言う時は二部教授施行の結果、児童の或は悪戯に耽り、又は金銭の浪費を多くするものを増加したることなきが如し」という。
- ・ 児童労働との関係。「児童の労働に服する作業につきては、兵庫県上池小学校の如きは尋常三四年の児童にして、マッチ箱の製造に従事するもの多く、大抵一日七八銭の賃金を得、而して尋常二学年の児童の如きも午前中この作業に服するもの多し、又同県豊富小学校に於ては多く筵の制作に服し、・・・然れども家屋に在りて過重なる作業に服せしむることは心身の過重を来たし、教育上に及ぼす影響も亦少なからざるものあるべし」と報告されている。

- ・教員の二部手当の額。二部手当は、最高月額 6 円、最低 2 円で大抵は 3 円程度である。
- ・二部教授に対する家庭の態度。「三県を通じて二部教授に対する家庭の態度は、実施を喜ばざる傾向多きは事実なり、・・・実施の事情にして消滅せば一日も速に之を廃止せんことを希望せるもの多し」「少数の家庭の之を便とするものなきに非るも、多数は登校下校の時間区々なること、幼年児童の家庭にある時間多きが為に、その看護に困難を感ずること等、種々の不便を忍ばざるべからざること等は、何れも家庭が二部教授を歓迎せざる原因なりといへども、然も時間減縮の為に及ぼす成績上の影響を顧慮することは、其主因をなせるが如し」という。

(3) 目黒区立碑小学校の記録

これは筆者が発見した資料である。東京の郊外に位置する同校では、やや遅れて 1923 年から 1932 年に二部教授を経験したという同校の学校史の記述からその状況を見る。

本校においては、明治 40 年以来児童数 300 名内外を一歩も出ず、平和な純農村的風格を備えた様相は急増する児童によって俄然、一変するという状態になった。児童数は漸次急上昇し、ついにピーク昭和七年には 2,800 名という数を記録した。・・・当時の東京市を直接圍繞する隣接各町村の小学校に、大なり小なり共通的に見られた特徴というべきである。大震災(大正 12 年 9 月)によって(旧市内から郊外への移住が急に増え)学童の急増がもたしたものは二部授業であった。二部授業は大正 12 年にはじまり、解けたのは鷹番の分校ができた昭和七年で前後 10 年つづき、大正十四年のピーク時には、実に一年から四年までが二部であった。

二部は授業が午前と午後に分かれるか

ら、自然に授業時間が不足し、一・二年の低学年はさほど影響ないにしても、三・四年ともなれば普通昼休みとなる十二時から一時まで授業にあてるといような工夫や苦心が払われた。それにしても学力の低下は如何ともしがたかった。児童にとっては最も親しい机と椅子を、午前と午後と二人で共用することになり、愛着心がうすらくのみでなく、朝「行って参ります」という生活環境が、早昼を食べてからの「行って参ります」となる午後組の週となることもあるので、さぞ困ったことと当局者も一方ならず悩まされた。第一授業は、午前のすがすがしい時に算数や理科などが組まれ、午後は比較的的思考力を要しない授業にあてるのが普通一般的な時間割であるのに、午後の疲れた時間に算数、国語等の主要学科では頭にはいりにくいということであった。(目黒区立碑小学校 1964, 81-82 頁)

以上の資料から、わが国における 20 世紀初頭における二部制授業の実態について要点を整理すれば次のようになる。

二部制を採用した場合、週授業時間が第一・二学年で 15 ~ 20%、第三・四学年では 25% ちかく削減されることになる。猛暑の夏季の午後、日没の早い冬季にはさらに時間配分が困難になる。

一般的には同学年が午前、午後二部に区分されるが、学校の事情によっては異なる学年での二部制もある。

一週間あるいは一月の周期で、前部後部の入れ替えを行った。これは特に後部に児童に負担が大きいのを是正し、その平等化を図るため。

後部の児童の疲労が大きく学習効果が低い。

後部児童の早期登校による喧騒と混乱(特に雨天時)。

我が教室、我が机という意識の低下による

整理や整頓の乱れがある。
 二部担当の教員には最高月俸給の三分の一程度の二部手当が支給される。
 教員は週33～39時間の授業時間の他に、毎日2時間以上の授業準備や雑務に追われ、教員の疲労度はきわめて大きい。
 二部制による児童の学力の低下は、懸念されたほどでは無かったが、それは担当教員たちの超人的な努力の成果ようやく確保された。技能教科や体育科ではやや負の影響がみられ、また児童への訓育や生活指導への影響はさらに大きいと指摘された。
 家事、子守、児童労働などとの両立が可能であり、一部の父母はこれを歓迎する向きもあるが、一般的には、頻繁な前後交代などにより児童のライフスタイルが不規則となり父母の不満が大きい。児童の学力や訓育上の影響の低下を懸念する声もあった。

ちなみに、昭和10年代になっても二部授業を解消しえないでいた東京市は、1938年に『二部教授の児童成績に及ぶ影響の調査』を行っている。全日制の学校と二部教授学校の児童を被検者として集団知能検査を行った結果、読方、算術ともに両者に成績にはかなりの格差があることが判明した。また二部教授の弊害に関する学校側からの回答では「不自然な順序、時数の不足、不適な心理状態、周囲の喧騒の為学習効果なし」「始業前に遊び疲れている為学習態度悪し」「全校学年を単位として団体訓練、統一的訓練の機会なし」と指摘するものが多かった(志村1998, 402-407頁)。

5. 戦後における二部授業

二部制授業が再び急激に増加するのは、第二次世界大戦終結直後のことであった。言うまでもなくその理由は、戦争による学校施設の深刻な被災によるものと、戦後の教育改革による新しい学校制度への転換、とりわけ新

制中学校の発足とその義務教育化であった。戦争末期における日本の主要都市への空爆の激化は、学校施設に甚大な被害を与えた。たとえば、東京都の場合、「公立国民学校の状況は、区部においては戦前校数675校であったものが、戦災によって全焼263校、大燃破77校という状態で、約50パーセントが被災校」「非戦災校の場合にも戦時中における校舎の軍関係軍需工場等への転用によって校舎施設の極端な荒廃がみられるものが少なくない」(東京都立教育研究所1975, 226頁)状況であった。終戦直後は、青空教室、工場・倉庫などの間借りや仮教室で授業が行われることもめずらしくなかった。さらに1947年(昭和22)4月には新制中学校が発足する。戦後の混乱の中、中学校の校舎や教員を確保することは至難の事業であり、一時的に既存の小学校の校舎に同居して授業を開始するという例も多い。東京都ほど深刻ではなかったとしても、こうした状況は日本の主要な都市部で同様に見られる現象であったと推測される。この時期には、二部制のみならず三部制さえも実施された。

戦後の新しい教育法制の中にも、二部授業に関する規定は設けられた。1947年に制定された学校教育法の施行規則には次のような条項が定められた。

第二十一条 小学校においては、特別の事情あるときは、二部授業を行うことができる。
 前項の二部授業を行う場合においては、設置者は、その事情及び期間を具して、地方長官に届けなければならない。

第五十五条 第十七条から第二十一条まで・・・の規定は、中学校にこれを、準用する。

戦前の「二部教授」という呼称に代わって、「二部授業」という名称が登場する。また準

用規定により、二部授業は中学校でも行うことが可能となった。

終戦直後の1946、47年における二部制の実施状況に関する統計は見当たらない。文部年報に再びその数値が登場するのは、1948年(昭和23)のものからである。同年、二部授業を実施している学級数(学校数は不明)は、小学校で16,325学級、中学校で321学

級と報告された。小学校では東京都が圧倒的に多く、6,000学級以上で二部授業を行っていた。その他には神奈川県、愛知、北海道、福岡県などに多かった。ちなみに明治末の二部教授の実施学級数は、最多時でも5,000前後であったので、戦後はその3倍以上の規模で実施されたことになる。図2は、戦後における二部授業の実施状況を示したものである。

実施学級数

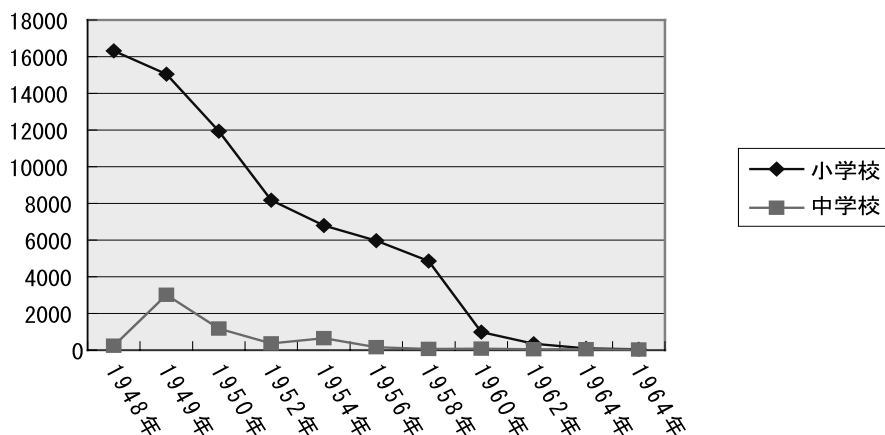


図2 戦後の二部授業実施状況

(出所) 文部省『文部省年報』『学校基本調査報告書』各年度版

戦後の混乱がしだいに収束し、学校の復旧、整備体制が徐々に整えられるにつれて二部授業実施学級はしだいにその数を減らすことになる。特に中学校でその解消のペースが早く、1957年にはその実施学級は100学級を割りこむことになる。しかし、1950年ごろから朝鮮戦争による特需景気を契機に日本経済が復興するにつれて、東京都などでは新たな人口流入による人口増加に直面していた。また全国的に、戦後復興世代の子どもが入学期を迎えるという第一次ベビーブームの到来により児童数の増加は予想を大きく上回るものとなった。このため、当初設定されていた二部授業の解消も予定も先延ばしを迫られる事態となった。小学校の二部授業実施学

級は、1953年には5,979学級にまで減少するが、翌1954年には、逆に6,786学級へと再び増加する。1957年でもまだ、5,000学級を超えていた。

6. 二部授業の実態とその解消に向けて

1951年東京都教育委員会は、都内における二部授業について調査を行っている。これによれば、東京二十三区では、二部授業実施学級数は、3,723学級、これは学級総数の28.4%にあたる。特に二部授業が多かった太田区、江東区、葛飾区などではその実施率は40%を超えていた。二部授業では授業時間の確保が難しく、二部実施校では、学習指導

要領に定められた基準授業時間数に対して、第一学年で15%、第二学年13%、第三学年16%、第四学年15%、第五学年14%不足していた。これらの不足は年間にすれば5～6週間分に相当するという。この他に「学級経営・学級経営上の複雑さ」「午前あるいは午後とも開放時間が多いため児童生活が不規則となり、生活指導上に問題が生じる」「教室を専有できないので学級独自の施策ができず、生徒が落ち着かない」などの問題で指摘されていた（東京都教育研究所1975, 230頁）。別の資料には、「二部授業は学校教育の致命傷だ」という言葉が記録されている（渋谷区教育委員会1992, 30頁）。

戦後の二部授業において、教員の配置がどのように行われていたかについては、明確に記述した資料が見あたらない。しかしながら、戦後1947年には、日本教職員組合が結成され、教員の勤務条件改善に厳しい要求を提示していたことを考えるなら、特定の教員が前後二部双方の学級を担任し、長時間の労働を容認（あるいは強制）され、それに見合う給与の増加を受けるといった体制は想定しにくい。『横浜市教育史』には、「二部授業は・・・本市における教育のひとつの特徴を形づくったものであるが、戦前のそれは一担任・一教室・二学級の形態であった。戦後、この時期におけるそれは、一教室・二担任・二学級の形である」との記述がみられる（横浜市教育委員会1978, 523頁）。

わが国では、戦前期には、一部の災害復旧事業を除いて、学校施設の整備に関しての国庫補助制度はなかったが、この時期になると戦災被害の復旧と新制中学校の校舎建設の整備を目的に、施設整備への国庫補助が導入されることになる。1953年（昭和28）年に「公立学校施設費国庫負担法」「危険校舎改築促進臨時措置法」が制定され、これらの事業を行う地方自治体にその経費の1/3～2/3の比率で国庫から補助されることになる。1955年（昭和30）年には、「公立小学校不正常授業

解消促進臨時措置法」が制定される。ここで「不正常授業」とは、校舎の不足に由来する次のような授業をさすと規定された。

- 一 二部授業
- 二 当該学校の建物のうち普通教室以外の部分を普通教室として使用して行う授業
- 三 収容児童一人当たりの面積が〇・三五坪以下の普通教室を使用して行う授業
- 四 当該学校の建物以外の建物（仮校舎を含む）を普通教室として使用して行う授業

ちなみに、二は、廊下・講堂・実験・実習室などで行う授業をさしており、三は、いわゆる過密な「すし詰め学級」での授業、四は、工場・倉庫など借用建物で行う授業を指している。こうした不正常授業を解消するための校舎の建築に要する費用の三分の一を国が補助することになった。また1958年（昭和33）年には、恒久的な国家補助制度を確立するため「義務教育諸学校施設費国庫負担法」を制定した。ここでは、不正常授業の対象校を中学校にまで拡大し、国はその解消のための費用の二分の一を補助すると定めた。

同法の制定から4か月後、1958年8月、文部省は、学校教育法の施行規則の改正を行いその二十一条の規定そのものを廃止した。上述のように同条項は「二部授業を行うことができる」と定めていたもので、この改正により、二部授業はその実施の法的根拠を失うことになった。二部授業は制度上は廃止されることになったのである。

図2にみるように、二部授業が直ちに解消されたわけではない。しかし、その後、実施学級の数には急速に減少していった。1959年には、小学校2,544学級、中学校80学級、1960年にはそれぞれ979学級、72学級となっていた。二部授業に関する統計が報告された最後の年となる1966年（昭和41）には、小学校では、埼玉、神奈川、長崎の三県で53

学級、中学校では東京、神奈川、愛知、広島
の四県で36学級が残されるのみであった。

7. むすび

二部制の採用の理由は、主として経済的理由に基づくものであった。急増する児童を収容する十分な校舎、施設設備の不足である。有資格教員の不足もその理由とされた。本科正教員が慢性的に不足する中、教育界の一部には、能力の劣る准教員や無資格の代用教員に学級を担当させるよりも、むしろ優秀な本科正教員に二部教授をさせる方が、教育的な効果が大きいとする議論もあった。また、この方式は、正教員の待遇改善要求にもある程度応えることができると主張されていた。しかし、実際には、多くとも月俸給の三分の一程度にとどまった二部手当は、勤務時間の増加・負担増と比べて教員たちを納得させるほどの額ではなかったと言えよう。市町村は、二部制により教員一人分の給与の三分の二に相当する人件費を節約しうる計算になり、これこそが二部制採用の最大のメリットであったと推定される。家事手伝い、子守、児童の賃金労働などと就学の両立も、二部制採用の理由とされ、それは確かに一部の貧困層の児童の就学を促進したという面はあると思われる。しかしながら、二部制は、こうした条件を必要とする特定の児童に限定して採用されたのではなかった。多くの児童と父母にとっては、就学時間の短縮、頻繁な前後交代による生活習慣の不規則化をもたらす二部教授は決して歓迎されるものではなかった。

こうした父母の不満に関して、三県報告の筆者は「然れども如此れは実に国民一般に教育を重視する観念の発達した結果というべく、教育上寧ろ喜ぶべき現象というべきなり」と指摘していることは注目される。それは教育の重要性を認識した父母の健全な反応であり、むしろ喜ぶべきものであるという。確かに、1872年の学制頒布以来、一貫して、

国民に学校教育の功利的な効果を説き、就学を奨励して約30年、学校教育の意義と効果についての認識が国民の間にも浸透しはじめ、国民の教育熱が高まりつつあったこの時期、財政事情はともかく、父母からみれば、明らかに教育サービスの縮小、水準の低下と映る二部教授の導入に彼らが不満をもらすのはむしろ健全な反応といえるかもしれない。もし、二部制が、明治前期の1880年、90年代に導入されていたとしたら、それはもっと抵抗なくスムーズに普及していったかもしれない。学校教育の意義をまだ十分に認識しておらず、高額授業料負担や就学強制を迫られていた国民は、就学の簡素化、経費負担の軽減をむしろ歓迎したと思われるからである。政府の容認、さらには積極的な奨励にもかかわらず、学校教育への信頼感や期待感の高まり、国民の教育世論の成熟とでもよべる現象は、もはや二部教授を「姑息の手段」とみなし、その常態化、恒久化を拒絶したのである。

戦争による学校施設の甚大な被災、中学校の義務教育化、ベビーブームの到来などによって戦後、二部授業は、再び、大規模に復活することになる。しかしながら、これを「変則的」「不正常」とみなす教育関係者、父母の意識は、厳しい条件の中にあっても、その解消に向けての努力を傾注することとなる。結局その解消には、戦後だけで20年の時間がかかることになるが、ここによくわが国から二部授業は姿を消すことになる。

参考文献

- 東基吉(1907)「兵庫熊本広島地方 小学校二部教授の実況」(一～四)『教育時論』第804～807号。
教育史編纂会(1938a)『明治以降教育制度発達史 第三巻』。
教育史編纂会(1938b)『明治以降教育制度発達史 第四巻』。

- 国立教育政策研究所(1974)『日本近代教育百年史 4 学校教育(2)』.
- 佐竹盛道(1992a)「明治期における小学校二部教授の実態」『北海道教育大学紀要(第1部C)』42巻2号, 17-29頁.
- 佐竹盛道(1992b)「明治期における小学校二部教授の実態」『北海道教育大学紀要(第1部C)』43巻1号, 17-31頁.
- 佐竹盛道(1992c)「日本近代教育史における二部教授問題の意味について」『北海道教育大学函館人文学会人文論究』第54号, 83-98頁.
- 志村廣明(1998)『日本の近代学校における学級定員・編制問題』大空社.
- 東京都渋谷区教育委員会(1992)『渋谷区教育史』ぎょうせい.
- 東京都立教育研究所(1975)『東京都教育史稿』.
- 東京都立教育研究所(1997)『東京都教育史 通史編 四』.
- 戸部尋常小学校(1905)「実験二部教授」『教育公報』第295号, 15-30頁.
- 藤本彰教(1990)「兵庫県における二部教授に関する考察 明治後期から大正期を中心として」『地方教育史研究』第11号, 44-62頁.
- 目黒区立碑小学校(1964)『碑小学校八十五年史』.
- 目黒区立碑小学校(1988)『碑の百年』昭和53年.
- 文部省(各年版)『(日本帝国)文部省年報』.
- 文部省(1951年以降の各年版)『学校基本調査報告書』.
- 文部省(1973)『学制百年史』ぎょうせい.
- 横浜市教育委員会(1978)『横浜市教育史 下』.
- Bray, M. (2001). *Double-Shift Schooling: Design and Operation for Cost-Effectiveness*. Paris: International Institute for Educational Planning.